



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol.14
2018

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長／川村明 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 http://arbitrators.jp/
発行責任者／事務局長・市毛由美子 編集責任者／事務局次長・天白達也

アジアNo.1の「日本国際仲裁(紛争解決)センター」を目指して

副理事長 小原 望

1 はじめに

法務省と日弁連の共催で1997年に設置された「国際仲裁研究会」の1999年3月31日付報告書の提言では、我が国における国際仲裁制度をより高次の段階に発展させ、我が国を世界における国際民商事紛争解決の拠点の一つとするために、既存の国際仲裁機関等の「連絡協議会」を設置して仲裁人の確保・養成、広報・普及活動、「国際仲裁センター」の将来的設置も視野に入れた具体的な諸問題を協議・検討することと国際仲裁法制の整備が提言され、この提言に基づき1999年12月に「国際仲裁連絡協議会」(任意団体)が日弁連、法務省の関係官庁、各種仲裁機関の関係者を構成員として発足したが、「国際仲裁センター」は政府の財政的支援が困難なことから提言されることなく2003年3月に解散し、同年12月に新たに設立された日本仲裁人協会(以下「JAA」)がその役割を承継し(2014年1月16日から公益社団法人)、国際仲裁人・調停人の養成、広報・普及活動のため国際シンポジウム、各種セミナー等の活動を続けている。

官庁が主催又は共催した研究会の提言は尊重され、相当な期間内に執行・実施されるのが通常であるが、国際仲裁に関しては2003年8月に新仲裁法が公布(2004年3月施行)されたものの、国際仲裁センターに関しては、約20年間具体的な進展のないままである。

2 最近のアジア主要国における国際仲裁インフラ整備

経済的に活気づいている東南アジア諸国では、国際仲裁を産業政策ととらえ、ここ数年間官民あげてそのインフラ整備に積極的に励んでいる。その代表国・地域は香港、シンガポール、マレーシア、韓国、インドである。

これらのうち最近成長が特に著しいのはシンガポールである。同国には「シンガポール国際仲裁センター」(SIAC)等があるが、同国政府は2009年に、これらの機関とは独立した複合型紛争解決施設マックスウェル・チャンバース(Maxwell Chambers)を、1930年代に建設された旧税関庁舎を改装して開設した。マックスウェル・チャンバースには仲裁の準備や審問のために10の法廷、12の準備室があり、これらの法廷には特大法廷(196m²)、大法廷(95m²)、中法廷(56m²)、小法廷(28m²)があり、それぞれの当事者の個別の目的に合わせて利用することができる。またWi-Fiインターネット、オーディオ・ビデオ会議システム、通訳・翻訳サービス、複写サービス、当事者用の事務室(パソコン、Fax、電話、コピー機あり)、仲裁の機密性を確保する建物警備等の設備が完備している。マックスウェル・チャンバースには上記SIACの他にシンガポール国際調停センター(SIMC)のほか、ICC国際仲裁裁判所、米国仲裁協会(AAA)の国際紛争解決センター(ICDR)、WIPO仲裁調停センター、シンガポール海事仲裁会議(SCNA)、シンガポール仲裁人協会(SIARB)等の地域事務所やADR専門の法律事務所が入っている。



マックスウェル・チャンバース外観



マックスウェル・チャンバースの審問室

シンガポール法務省は2017年1月5日現在の旧税関庁舎の建物に隣接する1999年まで交通警察の本部として使用されていた建物を改装し、新たにマックスウェル・チェンバースに加え拡張すると発表した。2017年5月に改装を開始し、2019年に完成の見込である。新たな施設の追加でマックスウェル・チェンバースの延床面積は約11,148m²（約3,378坪）拡大し、従来の3倍になるとのことである。新施設は、国際的な仲裁機関や法律事務所など向けに約50区画のオフィススペースを提供し、既存の旧税関庁舎は、仲裁の準備や審問のための施設に特化することであるが、これで同国の国際紛争解決ハブとしての国際的地位は一層高まるであろう。

香港は1985年に香港国際仲裁センター（HKIAC）を開設し、長らくアジアの国際仲裁をリードしてきた。最近はシンガポールの急成長に刺激され、近く、香港政府によりHKIACのみならず、各国の仲裁機関や法律事務所も入居できるADRセンターの建設が予定されている。

韓国の仲裁機関としては大韓商事仲裁院（KCAB）があるが、2013年には韓国政府等の支援により「ソウル国際紛争解決センター」（SIDRC）が設立された。



SIDRC の外観



SIDRC の審問室

マレーシアには仲裁センターとして「クアラルンプール仲裁地域センター」（KLRCA）があるが、2014年には政府支援の下に元シャリア（イスラム法）裁判所の建物を全面改装した紛争解決センターが設けられた。19の審問室と22の準備室があり、同施設内にはPCAやCIArbのオフィスや法律事務所がある。

インドでは、インドの多数の事件がシンガポールのSIACで解決されている現状から、インドをアジアにおける国際経済紛争解決の一大拠点とすべく、2016年、ムンバイに「ムンバイ国際仲裁センター」（MCIA）が設立された。

3 最近におけるわが国の国際仲裁活性化への動き

JAAは2015（平成27）年に「日本国際紛争解決センター（仮称）設立準備委員会」を設置し、その具体的な方策の検討を続け、日弁連の法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会においても同旨の活動がなされている。

前記のとおり法務省と日弁連共催の研究会で「国際仲裁センター」の将来的設立も視野に入れた具体的諸問題も協議・検討するべきであると提言されてから約20年が経過していたこともあり、日弁連からは2017（平成29）年2月16日付で「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」が、JAAからは同年3月21日付で「日本における実効的な国際紛争解決のためのインフラ整備に関する要望書」が各々関係諸機関・団体に送付された。更に同年7月20日には（社）日本海運集会所から「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する意見書」が、同年11月24日には日本アンチ・ドーピング規律パネルから「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する意見書」が、同年11月30日には日本知的財産仲裁センターから「我が国における国際仲裁の活性化と日本知的財産仲裁センターの貢献について」が、同年12月12日には（社）日本商事仲裁協会から「日本国際仲裁センター（仮称）設立についての意見書」が提出されるに至っている。

一方で、同年6月1日に公表された自民党政務調査会司法制度調査会の最終提言では、「司法外交の新基軸5つの方針と8つの戦略」が明らかにされ、その戦略の一つとして、アジアNo.1の「日本国際仲裁センター（仮称）」を設置するとの提案がなされ、同年6月9日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（いわゆる骨太の方針2017）において、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取り組みが重要な政策の一つに掲げられ、同年9月21日には「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」の開催を関係府省で申し合わせ、「国際的な紛争解決手段として仲裁手続きが積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議を開催する」と決定された（議長は内閣官房副長官補、構成員は内閣官房、法務省、外務省、

スポーツ庁、経産省、国交省、オブザーバーは日弁連、JAA、最高裁、東京都、大阪府、(社)日本商事仲裁協会、(社)日本海運集会所等仲裁関係団体)。そして第1回会合が同年9月25日に開催された。これは「官の連絡会議」である。

他方、「民の連絡会議」としては「日本国際仲裁センター（仮称）設立準備会」が日弁連とJAAが共同事務局としてスタートすることになり、その第1回会合が同年12月12日に開催された（座長は青山善充東京大学名誉教授、構成員は民間の国際仲裁関係団体）。ここでようやく前記「国際仲裁研究会」で提言されたオール・ジャパン体制の「連絡会議」が提言から約20年経過して実現されることになった。

4 日本で国際仲裁等のインフラを整備する意義

(1) 日本企業の海外ビジネスを後押しする。

国際ビジネス紛争を合理的・公平に解決できる利便性の高い国際仲裁施設を整備することは、日本企業の海外ビジネスを後押しする。

大企業でさえ、相手の会社との交渉面で有利な立場にあるときであっても、日本に適当な国際仲裁施設がないため、外国での国際仲裁に応じざるを得ないという不利益を被っている。大企業にとっても海外での国際仲裁への対応は非常に大きな負担である。また、中小企業は係争地が外国という理由だけで裁判や仲裁を躊躇することも多い。外国で紛争解決しなければならない場合、対応するコストを考慮して不利な条件でも和解してしまうことになりかねない。国際仲裁制度・施設の整備は、日本企業が海外企業との契約交渉において日本を仲裁地とする仲裁合意をすることを容易にする。

海外、特に東南アジア諸国の中には、現在でも賄賂等が横行していて司法制度が十分とはいえない国がある。進出先の国に日本企業にとって不都合な司法制度があつても、国際仲裁で紛争を解決することが確保されれば、安心して海外進出ができる。国際仲裁による紛争解決の確保は単に契約書に仲裁条項を入れるだけでは足りず、将来紛争が発生したときに実際に仲裁を利用できなければ意味がない。国際仲裁制度・施設を整備することにより、日本企業が日本を仲裁地とする仲裁合意をし易くなれば、外国の司法制度が十分でないことに起因するリスクを低減できる。

政府の中小企業の海外進出支援により、今後は大企業だけでなく中小企業も国際ビジネス紛争に巻き込まれる機会が増加する。国際ビジネス紛争を日本における国際仲裁で解決できれば、日本企業にとってコスト、労力、安心感等で非常なメリットがある。

(2) 国際的に活躍できる日本の法曹を育成できる。

日本で行われる国際仲裁には日本の仲裁法が適用され、仲裁に関する裁判の管轄も日本の裁判所となる。これらに日本の法曹が関与する機会が増え、国際的に活躍できる日本の法曹が育成される。国際仲裁に対応できる日本の法曹が増えることは、日本企業が国際仲裁に関して相談しやすくなることを意味し、日本企業による国際仲裁の積極的な活用にも繋がる。

(3) 外国からの訪問者が増えることによる経済効果が期待できる。

国際仲裁施設は国際仲裁のヒアリングに加え、国際仲裁に関連するセミナー・シンポジウムなどのイベントにも利用され、世界中から数多くの国際仲裁の関係者が日本を訪問することになる。これに伴い外国からの訪問者が増え、それに伴う会議場、ホテル、レストラン、観光、交通機関の利用等による経済効果も期待できる。

(4) 東京オリンピック開催期間中の競技関連紛争の審問手続の場を提供できる。

CAS（スポーツ仲裁裁判所、Court of Arbitration for Sport）は、オリンピック開催期間中の競技に関する紛争を迅速に審理・判断するため、オリンピック開催地にて審問手続のための施設を確保する。国際仲裁施設は東京オリンピック開催期間中にCASが利用する施設としても活用ができる。

5 日本が国際紛争解決の中心地（ハブ）となりうるための施設

東南アジア諸国に前記の如き進んだ施設が存在するにも関わらず、わが国をアジアにおける国際紛争解決のハブとするには、日本政府の財政的支援の下に、面積、豪華さにおいては負けても、機能的には負けない優れた施設を設けることが不可欠である。

(1) センターの事務局を充実したものとする。

常設の事務局には世界中の国際紛争等の法令、先例、学術論文等を集めたシンクタンク的な機能をもたらせ、諸官庁、裁判所、学界、弁護士会、JAA、各種仲裁機関・団体等との交流を深め、常に世界の最先端を行く情報を集め、これらを日本の関係者に無償又は安価で利用できるものとする。この事務局にはこれら団体の若い職員等が交替で待機し、常に法律・経済の専門家のスタッフが常置する体制とする。

一般的の事務局もバイリンガルスタッフにより海外との連絡を密にし、常時海外からの来訪者に応対できるようにしておく。

(2) 我が国の国際紛争解決機関・団体がセンター内に事務所を設け、互いに協力する。

JAA、JCAAをはじめ、わが国の国際紛争解決機関・団体がセンター内に事務所を設け、センターの施設、情報を安価に利用できるものとし、シンポジウム、セミナー、広報・啓発活動等で協力できるものは協力し、事務的な作業は共通の事務職員によりなされれば能率的かつ経済的である。

(3) 政府がセンターに対する財政支援を行い、安価な利用料を実現・維持する。

センターは一般社団法人としてスタートすることが検討されている。その東京本部は、民間デベロッパーが都内の一等地にコンファランス・ルーム（貸借貸与）を開設した施設を、仲裁関係会議施設等としても利用（利用者に対して有償貸与）できるようにするとのアイデアも示されているが、諸外国の場合に比して機能的に劣るものであってはならず、かつ、その利用料もできるだけ安価にすることが不可欠であり、そのためには政府による財政的支援が必要である。

大阪事務所に関しては、現在法務省法務総合研究所国際協力部（2017年10月に東京移転）の施設の利用が検討されている。西日本には中小企業が多く、かつ進出先も東南アジアが多いことから、日本国内、特に大阪での紛争解決の必要性は大きい。地元の大坂弁護士会、関経連及び大阪商工会議所からも国際仲裁施設として利用できるよう要望書が出されている。この既存の立派な施設が利用できれば、本部がスタートする前に大阪事務所において国際仲裁等の広報・啓発、国際シンポ・セミナー等の活動に着手することができる。

(4) センター近隣における外国からの来訪者に対するサービスを充実させる。

センターの活動が活発となり、外国からの来訪者が増えることから、これらの人々へのサービスの充実も必要である。センターは近隣のホテル、レストラン、交通機関、観光旅行等の付随的な充実したサービスができるよう関係する会社等との連携が求められる。

6 日本が国際紛争解決の中心地（ハブ）となりうるための施策

日本にこのようなインフラ整備ができてもその後の施策が重要となることはいうまでもない。これらには以下の諸点が考えられる。

(1) 広報、啓発活動及び諸外国の紛争解決機関との協力・提携

わが国にハード、ソフトを完備した新しい日本国際仲裁センターができたことを世界中に積極的に広報、啓発活動で周知・徹底すると共に、世界の関連機関・団体と協力・提携関係を結び、競争しつつ友好関係を維持する。

(2) 人材の養成、確保

諸外国人材養成機関、例えばCIArb等との協力の下に海外に留学経験のある若手人材等を対象にした研修、ワークショップ又は世界の国際紛争解決機関等への人材派遣・交流等を活発に行い、人材の養成と多数の信頼される国際仲裁人・代理人を確保する。

(3) 日本企業に対する国際契約条項等国際仲裁に関する実務的なセミナー

日本企業に対して、日本を仲裁地とする仲裁条項を設けることのメリット、重要性を十分に周知し、国際仲裁に関する実務的なセミナー・研修等を行う。

(4) 国際紛争解決法制の整備

今後国際取引が多様化・複雑化することから、将来生起する新しい分野、特に遠隔地間におけるITを利用した紛争解決のための法律等の国際紛争解決法制の整備を行う。

(5) わが国の法令の英訳化を進め、わが国の法制の透明性を高める。

日本語を国語としているのは世界中で日本だけであるので、仲裁法・民事訴訟法等の手続法だけでなく、紛争に適用される実体法も含めた法令が諸外国からみて分かり易いものとすることが不可欠である。現在法務省で日本の法令の英訳作業が進められているが、これらの英文法令を完備し、要求があれば何時でも世界のどの機関・団体に対しても提供できる状態にしておく。

(6) 日本の仲裁法の改正

2003年に制定された仲裁法は1985年に作られたUNCITRALモデル法に準拠しているところ、このモデル法は2006年に改正されているが、日本ではその後改正はされていない。世界のユーザーに安心して日本の仲裁法を利用してもらうためにも、早期に改正する必要がある。

(7) 特色ある簡易仲裁制度の創設

今後は中小企業の海外進出も増えることから、比較的小さな仲裁事件も増える見込みである。そこで日本独特の安く、早く解決でき、かつ利用し易い新しい簡易仲裁制度を創設し、これを世界へアピールして日本の仲裁件数を増す。

(8) 仲裁判断取消等の裁判手続での送達の迅速化

仲裁判断取消等の裁判手続が判決手続から決定手続となった後も日本の裁判所は海外へ正式送達を行うことから、かかる裁判が審尋期日までに1年近くを要し、しかも書類の翻訳が必要となることから時間的、費用的に当事者にとって過大な負担となっているので適切な対応が必要である。

(9) 日本の裁判手続は日本語という原則の例外

日本の裁判所では日本語を用いることになっている。原則はこのままで良いが、例外を設けるべきである。例えば国際的な訴訟の場合には当事者の合意があれば英文での書証の翻訳文は省略して良い等の運用が望ましい。また、日本の裁判官も海外留学経験者は多く、国際訴訟専門部を設けて一部外国語で（書証の翻訳なしで）訴訟ができるようになれば、時間的・費用的にも当事者にとって利用しやすくなる。

7 センターの正式名称

現在国際的に多用されている「国際仲裁センター」を仮称として使用されているが、最終的には「日本国際紛争解決センター」とするのが望ましい。それは、国際仲裁を行うためには当事者間の「仲裁合意」が必要であるが、国際紛争のすべてに仲裁合意がなされることはないので、国際調停や国際訴訟に頼らざるを得ない場合も多くある。また、紛争の範囲も経済紛争に限らず、最近はボーダレスな人の移動に伴い、国際離婚との関係でハーグ条約の子の連れ去り問題も生じるに至っている（国際家事）。大型の航空機事故（不法行為）も生じうる。従って、国際経済紛争を解決する国際仲裁が中心となるとしても、それ以外の国際紛争を含むあらゆる国際紛争を支援できるセンターとするのが望ましい。

最近法務省に訟務局国際裁判支援対策室が設けられ、外務省に国際経済紛争処理室が設けられ、経産省には通商法務官の下に国際経済紛争に関する幅広い法律問題、例えば競争法の域外適用、環境規制等にも対応されようとしている。これら諸官庁の動きに対応して、民間レベルでも「日本国際紛争解決センター」であらゆる国際紛争解決の支援をできることとするのが望ましい。

シンガポールでは2015年にシンガポール国際商事裁判所（Singapore International Commercial Court、SICC）が創設された。国際仲裁とは別に、大型国際訴訟案件を取り扱う特別の裁判所である。日本においても英語で裁判を行う国際訴訟専門部の創設も検討に値すると思われる。

8 むすび

現状においてはシンガポール等の東南アジア諸国に国際仲裁等のインフラ整備で相当に遅れているが、終戦後の復興を成し遂げた日本が、官民あげて国際紛争解決のインフラ整備を行えば、近い将来にこれらの諸国に追いつき、追い越すことは不可能ではないと確信している。2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開催が予定されており、その際に生じうるドーピング問題等のスポーツ仲裁で日本がどのような施設・サービスを提供できるか注目されており、待ったなしの状態である。官民あげてオール・ジャパン体制で急ピッチでインフラ整備がなされることを期待したい。かかる国際紛争解決のインフラが整備されることにより、日本企業が安心して海外事業を展開できる環境ができ、日本の法曹も世界各地で生起する国際紛争の解決に積極的に関与し貢献できる日の近いことが望まれる。

ロシア Institute of Modern Arbitration との友好協力協定締結

理事長 川村 明

2017年度のJAAは、東京・大阪での仲裁センターの推進や京都国際商事調停センターの設置など、日本の国際仲裁基盤、ハードの充実に大きな成果を得ました。JAAは、これに留まらず、日本の司法国際化の一端を担う仲裁のソフト面にも取り組みを進めました。

その一つが、ロシアです。ロシアも、ちょうど国際仲裁制度の大改革を進めているところですが、その新制度下、連邦政府公認を受けているのは三仲裁機関ですが、その内の最有力と言われている「現代仲裁研究所」との間で、今年9月6日、ウラジオストック極東経済会議の機会に友好協力協定を締結しました。安倍政権の日露経済協力八項目を見るまでもなく、これから日の日露関係における法の支配のインフラとも言うべき国際仲裁の充実は両国共通の課題です。これを裏付けるように、12月12日、連邦法務大臣コノバロフ閣下がJAAの招待に応じて「国際仲裁シンポジウム」のためにわざわざ来日され、キーノート・スピーチを賜ったのでした。



京都国際調停センター設立について

京都国際調停センター設立準備委員会委員長（常務理事）

岡田春夫

1 京都国際調停センター設立準備委員会立ち上げの経緯

2015年12月2日（水）、JAA関西支部総会の日に、セミナー「国際商事調停のすすめ」（講師：手塚裕之弁護士（JAA常務理事）、茂木鉄平弁護士（JAA関西支部副支部長））を開催した際、手塚弁護士から、世界的に著名な国際調停人Anthony Piazza弁護士の話が出た。Piazza弁護士は、ハワイのマウイ島を調停の場所として好み、多くの国際調停を成立させているという。ハワイのマウイ島を調停の場所とすることで、当事者は気持ちも安らぐし、早くトラブルを解決して観光も楽しみたい、ここまで来て成果なしに帰るのはもったいないという気持ちになるから、ということである。同日の懇親会の席上で、手塚弁護士から、日本の京都で国際調停をしてはどうかという提案がなされた。京都は世界的に著名な観光名所であり、ハワイと同様に調停が成立しやすい雰囲気になるのではないかという理由である。その場にいた一同は全員賛同し、これが契機となって、「京都国際調停センター設立準備委員会」が立ち上げられた（以下、京都国際調停センターを「京都センター」と略記する）。

2 日本における国際調停の現状と京都センターに求められる役割

日本は、調停に非常に親和性が高い文化と歴史を有している国である。日本の国内調停の歴史は長く、現在行われている日本の民事調停は借地借家調停法（1922年）を起源として90年以上の歴史を持ち、裁判所調停は活発に利用されている。Adversaryな裁判や仲裁よりも、互譲の精神で、話し合いで解決するという調停の構造が、日本文化に合っているからと考えられる。

しかし、日本の国際調停に目を転じると、国際調停に対応できる人的・物的インフラは非常に乏しく、ほとんど利用されていないのが現状である。国際調停専用の常設施設や専門機関はないし、国際調停人名簿もない。国際調停人養成も、ごく最近始まったばかりである。このような現状では、海外進出する企業（とりわけ中小企業）にとって、日本を調停地として選択しにくく、日本で国際調停を行うことが魅力的な選択肢とはなっていないのが現実である。

さらに、日本では、上記のとおり、日本文化に親和性が高いこともあり、明治以降、国内調停が大いに普及・発展し、日本特有の調停のプラクティスを確立してきた。裁判所調停をイメージすればお分かりいただけるとおり、五月雨式の調停期日の開催や、evaluativeなアプローチの仕方、調停の経緯が後の裁判等で証拠として利用されることが許容されている等、日本の国内調停は、国際標準の国際調停と異なる点も多い。

そこで、国際調停のインフラをハード面・ソフト面ともに整備・充実させ、国際標準の調停を日本において行えるようにすることが喫緊に必要であり、京都センターには、次に述べるような特長と重要な役割が期待される。

3 京都センターの特長

京都センターの大きな特長として、①京都でのセッティング、②国際水準の充実したインフラが安価に利用可能であること、③User-friendlyな制度設計、が挙げられる。以下、紹介したい。

①京都でのセッティング～なぜ京都か

まず、国際調停は短期集中型手続きであり、一般に調停期日自体は連続する2日間程度で短期終了するから、場所はビジネスの中心地でなくてもよい。そして、京都は、上記のとおり、調停に親和性を有する日本文化の、象徴的都市であると同時に、世界的に著名な観光都市であり、調停成立に向けた心理的好影響も大いに期待できる（上記のとおり、Piazza弁護士のような著名な国際調停人は、調停地としてハワイなどの国際的観光地を好み、多くの国際調停を成立させているという事実がある）。さらに、京都は、調停人・当事者・代理人も、訪れたいと思う都市であり、とりわけ外国人を惹きつける大きな誘引力を有している。

このように、京都は、国際調停にふさわしい都市である。海外の弁護士や国際調停人、海外の著名な国際紛争解決機関の担当者からは、京都でのセッティングに対し、いずれも好意的なコメントを頂いている。



同志社大学とJAAの協定書調印式（2017.12.1）
(写真提供：同志社大学)

②国際水準の充実したインフラ

(1) ハードインフラ

調停施設は、同志社大学の高杉直教授（京都センター設立準備委員会副委員長を務めて頂いている）のご尽力により、同大学の非常に好意的かつ全面的なご協力を得て、同大学の素晴らしい施設が安価に利用可能となった（写真参照：同時通訳ブースあり）。海外の著名な国際調停機関の施設に引けを取らない、国際水準の充実した施設である。

同志社大学とは、施設利用、国際調停人の養成等において今後もJAAと協力関係を継続していくものであり、同志社大学とJAAが共催した2017年12月1日の国際商事調停セミナーにおいて、同志社大学とJAAとの間で両者の協力関係を謳う協定書の調印式が行われた。



同時通訳ブース



明るく広い廊下



大人数を収容可能な会議室

(2) ソフトインフラ

京都センターで行われる調停は、国際標準の調停である。そこで、国際標準の調停規則を整備するとともに、複数の海外の国際調停機関の協力を得ながら調停人リストの作成を進めている。調停において最も重要なのは、調停人の質であり、調停人リストの整備は京都センターにおいて最重要課題である。前述のPiazza弁護士は、アメリカで最も有名な国際調停人の一人であるが、京都センターに関心を寄せ、12月1日の国際調停セミナーのために来日し、京都センターの調停人リストに掲載することの了承を頂くことができた。

また、将来の話にはなるが、京都センターとしては、国際調停人の人材育成にも注力できればと考えている。

日本国内では国際調停の利用がまだ根付いていないので、国際調停に関するセミナーを開催するなど、国際調停の啓発・普及活動も積極的に取り組んでいく予定である。

(3) User-friendly な制度設計

京都センターが利用者にとって使い勝手の良いセンターとなるような制度設計を検討している。詳細の最終決定はまだであるが、例えば、センター利用料（申立費用、管理費用）は、他の国際調停機関と比較しても、安価となるよう設定すること、また、申立費用は一律固定額とし、管理費用は係争額に応じた固定額とすることで、利用者が事前に利用料を明確に把握できるようにすること、さらに、調停人報酬についても、支払総額につき、事前に利用者が大枠を把握しやすくできるようにすることを検討している。アドホック調停については、さらに安価に利用できるよう検討中である。

4 京都センターの役割

京都センターに求められる役割は、下記に詳述するとおり、調停の実施、調停研究の中心、国際調停の人材養成、国際調停の普及・啓発にある。

まず、京都センターの中心的業務となるのが調停の実施であり、機関調停の実施及びアドホック調停実施のサポートが重要な役割となる。

次に、同志社大学とも提携して、世界標準の調停技法の研究、海外の主要な国際調停機関のトレーニングプログラムの研究等を行い、調停研究の中心的役割を果たすことになる。そして、国際調停人の養成（国際調停人養成のためのトレーニングプログラムの実施）、国際調停に関する研修、セミナーの実施等も進めていきたいと考えている。

また、日本国内での国際調停の普及・啓発活動も積極的に進めていきたいと考えている。

5 最後に

京都センターは、公益社団法人であるJAAが運営主体となるため、内閣府の公益目的事業変更認定を取得する必要があり、現在手続の準備中である。認定がおりる時期がまだ明らかでないので、現時点では、京都センターの開所が具体的にいつになるのかを明確にすることはできないが、今年の前半中には公益認定取得と開所を目指して、鋭意準備中である。まだまだ歴史が浅い国際調停において、京都センターが、アジアのリーディング機関の一つとなることを目指したい。

国際仲裁シンポジウムの開催

国際仲裁・ADR委員会事務局次長 高橋 直樹

2017年12月12日、ベルサール六本木コンファレンスセンターにおいて、本協会、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の共催による「国際仲裁シンポジウム－わが国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のために－」が開催された。本シンポジウムには、法務省、経済産業省、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、一般社団法人日本商事仲裁協会、国際商業會議所日本委員会、一般社団法人日本海運集会所、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構、日本組織内弁護士協会、日露法律家協会、CIArb Japan Chapterからの後援をいただいた。また、企業関係者及び法曹を中心とする150名ほどの方に参加いただいた。

国際ビジネス紛争を解決する手段として、国際仲裁が世界的に活用されているが、日本企業による国際仲裁の理解及び活用が進んでいるとは言い難い。そのため、国際ビジネス紛争が発生したとき、相手方たる外国企業に比して、不利な条件で戦わざるを得ない状況となっている。こうした問題状況に鑑み、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針）」において、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組を重要な政策の一つに掲げ、同年9月には「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催した。また、同年12月には、仲裁機関及び仲裁関連団体で構成される国際仲裁の活性化を目的とする民間の協議会が開催された。このように官民双方が国際仲裁の活性化のための具体的な行動を開始している。本シンポジウムに官公庁、民間企業団体、仲裁関連団体、法曹団体からの支援が集まり、多くの方が参加されたことは、国際仲裁を取り巻く日本の状況に対する危機感と国際仲裁の将来性に対する期待の表れであると思われる。

冒頭、本協会理事長である川村明弁護士が、開会の辞を述べた。続いて、上川陽子法務大臣が登壇され、その後、日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長である佐久間総一郎氏が「日本企業と国際ビジネス」と題するスピーチをされ、アレクサンドル・コノヴァロフ・ロシア連邦法務大臣がキーノート・スピーチをされた。さらに、日本商工会議所特別顧問である渡辺佳英氏が「中小企業の海外展開と国際紛争への対応」と題するスピーチ、佐藤安信・東京大学教授が「外国を仲裁地とすることのリスクと問題」と題するスピーチをされた。休憩を挟み、法務省訟務局国際裁判支援対策室長である山崎栄一郎氏、経済産業省通商法務官である米谷三以氏、外務省国際経済紛争処理室長である樋口恵一氏が、各省での国際紛争対応力の強化の試みを紹介された。続いて、当協会常務理事である早川吉尚・立教大学教授が「わが国における国際仲裁インフラ基盤の整備」と題するスピーチ、当協会常務理事である高取芳宏弁護士が「国際仲裁への対応可能な人材養成」と題するスピーチ、当協会理事である古田啓昌弁護士が「最新UNCITRAL仲裁モデル法の反映」と題するスピーチをそれぞれ行った。質疑応答の後、中本和洋・日本弁護士連合会会長が閉会の辞を述べられた。

川村理事長は、日本企業のビジネス活動がグローバル化する中、文化や法システムの違いから国内裁判所における紛争解決が難しくなりつつあり、国際仲裁の重要性が高まっているとの認識を示した上で、日本における国際仲裁に関連するキャパシティ・ビルディングが急務であることを指摘した。

上川法務大臣は、国際仲裁制度が、日本企業の法的・経済的リスクを低減するための重要なインフラであるとの認識を示された上で、大臣自身による国際仲裁の先進国であるシンガポールの訪問、国際仲裁振興のための検討チームの立ち上げなど、法務省による国際仲裁振興に関する具体的活動を紹介された。また、国際仲裁の活性化のためには、府省庁が互いに協力すること、政府・企業・法曹・仲裁機関の間で検討課題を共有することが重要である旨を指摘された。

佐久間氏は、外国が仲裁地となり、その国でヒアリング手続が開催されるより、日本が仲裁地となり、日本でヒアリング手続が開催される方が、費用や手間の面で日本企業にとって有利である旨を指摘した上で、日本企業が優位であるにも拘わらず、日本を仲裁地にできないことが多い旨を述べられた。日本を仲裁地にできない一因として、国際仲裁手続を行うための環境が整備されていないことを挙げられた。さらに、企業関係者が紛争解決条項の重要性を十分理解しておらず、契約交渉の際に切実感のない議題として妥協されている事例があることを挙げられた。

コノヴァロフ大臣も、国際ビジネス紛争においては、当事者が異なる文化圏に属するため、その解決が容易ではないことを指摘された上で、国際仲裁が国際ビジネス紛争の解決手段として有効であるとの認識を示された。また、自身が仲裁制度を改革してきた経験を踏まえ、国際仲裁の専門家の努力に加え、政府の積極的な関与も重要であることを指摘された。

渡辺氏は、多くの中小企業が契約に仲裁条項を入れているが、仲裁条項を意識的に入れている訳ではなく、仲裁地を相手国としたり、現地の仲裁機関で紛争を解決することを合意したりしており、相手国の法制度や現地の仲裁機関の規則が相手国企業に有利であることが原因で不利益を受けていることがあるという問題を指摘された。さらに、中小企業は係争地が外国であるという理由だけで裁判や仲裁の利用を躊躇している問題を指摘された。最後に、日本が仲裁地であるかどうかは中小企業にとっては重要で、日本を仲裁地とする合意をするためにも国際仲裁の審問を行える施設が日本にあることは重要である旨を述べられた。

佐藤氏は、自身の経験を踏まえ、新興国の仲裁法には、国際仲裁の適切な運用を妨げる条項が含まれていることがある問題を指摘された。具体例として、ベトナムでは、仲裁人が発令する保全命令に誤りがあった場合、紛争当事者が仲裁人個人に対して損害賠償請求を行うことができるという条項があり、この条項に基づく損害賠償請求により、仲裁人が保全命令を発令することを躊躇するおそれなどが生じていることを挙げられた。また、新興国では、法整備支援により立派な法律が制定されたとしても、法の趣旨に反する運用が行われていることもあり、法整備支援を行う場合には運用レベルの支援も必要であることを指摘されるとともに、先進国が法整備支援を行った新興国でも運用レベルで問題が生じている可能性があることを注意喚起されていた。

山崎氏は、法務省の訟務局に国際裁判支援対策室が設置されたことを紹介された。この対策室は、行政訴訟や税務訴訟を通じて蓄積した訴訟に関する知見を活かして、国際裁判や国際仲裁において法的支援を行うことを目的としている旨を説明された。また、国際裁判や国際仲裁に関しては、法的手続開始前から整合的に活動する必要があり、将来紛争になり得る案件などについての他省庁からの相談にも対応している旨を述べられた。

米谷氏は、2017年4月に通商法務官という中二階のポストが経産省内にできしたこと、現在通商法務官の下に6名の法曹資格保有者を含めた20名程度のチームが形成されていることを紹介された。このチームは、WTO関連業務が中心業務であるが、経済連携協定や投資協定の交渉における法的問題に関する相談などにも対応している旨を説明された。また、幅広い視点で国際経済紛争をとらえていくことがこのチームの役割であり、競争法の域外適用、環境規制などの問題にも対応していく旨を述べられた。

樋口氏は、TPPの交渉の中で投資協定仲裁が問題となったことを契機として、2016年4月に国際経済紛争処理室が設置されたことを紹介された。また、WTO協定に関する紛争を取り扱う室は20年ほど前から存在し、現在は弁護士も含めて18名体制であることも紹介された。国際経済紛争処理室は、既に締結した条約をどのように解釈するかに加え、今後の条約の文言をどのようにすべきか検討する役割を担っている旨を述べられた。

早川常務理事は、国際仲裁の仲裁地に選ばれやすい都市は、ニューヨーク・ロンドンなどの伝統的に仲裁が行われてきた都市、又は、ストックホルム・ジュネーブ・シンガポールなどの自国企業が国際的な競争力を持っておらず中立的と見られている都市であることを指摘した上で、日本はそのいずれでもなく、仲裁地を巡る各国のグローバルな競争がある中で国際仲裁に適した施設を持っていないことも、日本を仲裁地とする国際仲裁が少ない原因である旨を説明した。また、法務部の力が強くなく、経営層が仲裁条項の重要性を理解していない状況で、仲裁条項に関して厳しい交渉を行うことができない事例もあることを指摘した。JAAの今後の活動につき、国際仲裁を多くの方に理解してもらうためのセミナーの開催、国際仲裁を担える人材の育成、他の民間団体と連携してのロビeingなどを積極的に行う方針である旨を説明した。

高取常務理事は、国際仲裁手続を行うための施設の設置だけでなく、国際仲裁を担える人材育成の重要性を強調した。また、ユーザーである企業だけでなく、弁護士や裁判官も含めて、国際仲裁を理解してもらうための啓蒙活動の必要性を指摘した。その上で、これまでのJAAの国際仲裁に関する啓蒙活動、自身がJapan Chapterの共同代表を務めるCIArbの人材育成のための活動を紹介しつつ、JAA及びCIArbとして啓蒙活動と人材育成活動を継続していきたい旨を述べた。

古田理事は、2003年に制定された仲裁法が、基本的には1985年に作られたUNCITRALのモデル法に準拠し、2006年のモデル法改正に対応していない点がある旨を指摘された。また、最新のモデル法に従った仲裁法を有することが世界のユーザーを安心させる側面があることも指摘した。さらに、消費者仲裁・労働仲裁に関する仲裁法附則3条・4条の「当分の間」の例外を維持するか否か、仲裁関連の裁判手続の簡易・迅速化のために裁判所に仲裁専門部・集中部を設置することなども、あわせて検討すべきであると述べた。

本セミナーに参加し、政府・企業・法曹が日本の国際仲裁を取り巻く状況に危機感を覚え、現状を真剣に改善しようとしていることを感じた。現在の官民での国際仲裁活性化のための努力が継続され、近い将来日本が他の国際仲裁の先進国と肩を並べる日が来ることを期待したい。

Young Japan Association of Arbitrators (YJAA)とAsia-Pacific Forum for International Arbitration(AFIA)の共同セミナーの開催

YJAA 運営委員会委員長 鈴木 穏

2017年9月29日、公益社団法人日本仲裁人協会 (JAA) の下部組織である YJAA (Young Japan Association of Arbitrators) は、主にアジア・太平洋地域における国際仲裁実務の発展や諸問題について若手実務家に議論や意見交換の場を設けるために設立された組織であり、45カ国以上の国・地域から500名以上のメンバーが参加している組織である Asia-Pacific Forum for International Arbitration(AFIA) と共同で英語でのセミナーを開催しました。

東京の弁護士会館で開催されたセミナーでは、(1) 仲裁人の選任手続き—適切な仲裁人を選任するために留意すべき事項について、及び(2) サードパーティーファンディングに関する国際的潮流と日本における導入の可能性について、プレゼンテーション及びパネルディスカッションを行い、40名近い若手実務家が出席して熱心な議論が行われました。日本の実務家のみならず多数の海外の有資格者も登壇者・出席者として参加し、法律事務所に所属する外部弁護士や企業の法務部に在席するインハウス弁護士などさまざまなバックグラウンドの若手実務家による意見交換をすることができました。

共同セミナーの後の懇親会にも多数が参加して親睦を深めることができ、大変有意義なイベントとなりました。今後も、定期的にイベントを開催していくことを考えております。



研究会報告：中国における仲裁判断の執行状況について

関西支部事務局次長 江口拓哉

講演題目：中国における仲裁判断の執行状況、香港及び上海の仲裁実務について

日 時：2017年7月6日（木）15:00～17:00

場 所：大阪弁護士会館 1001・1002号室

中国企業と外国企業の間の契約の紛争解決方法として圧倒的に重要な仲裁手続に基づく判断が、中国においてどのように執行されるのかについて、栗津弁護士、多田弁護士、そして、江口弁護士より報告をした後、小林弁護士がコーディネーターとして3名の弁護士の議論を深めていくという研究会を行った。

具体的には、栗津弁護士から、外国の仲裁判断の中国国内における人民法院の執行に関する承認を拒絶する場合には最高人民法院の判断が必要なこと、そして、最高人民法院等の各人民法院が公表している外国仲裁判断の拒絶事例の理由の多くが手続違反であることを紹介した。

その上で、中国企業との契約において仲裁地とされる数が多い香港の仲裁実務について、香港のICCにて研修経験のある多田弁護士より紹介がされた。香港の仲裁はシンガポールの仲裁と比較されるが、特に中国国内において執行する際には、香港が外国ではなく、中国国内の特別の行政地区であり、中国大陆と特別の協定に基づく直接的な承認・執行制度が採用されていて、執行拒絶例は2006年以降は2件に留まっていることが紹介された。

そして、江口弁護士より、中国国内の仲裁機関として代表的なCIETACと件数が多くなってきたSHIACの事務局の実態についてヒアリング結果を紹介し、国際的な案件についてはCIETACの方が現時点では安定的であるものの、SHIACの上海における事務局人員が充実していることから、上海を仲裁地とする場合におけるSHIACの評価は将来的に向上することが期待されることであった。

関西支部便り

関西支部事務局長 小林和弘

平成 29 年は、岡田春夫支部長の 2 期目で、引き続き、関西支部の総力を合わせて、活動を広く展開させてのよう努力しました。昨年同様、大韓商事仲裁院から講師をお招きし、副支部長の山口孝司弁護士及び大貫雅晴理事にパネルディスカッションに入っていただき、平成 29 年 5 月 31 日に、国際紛争解決セミナー「韓国の国際仲裁実務の最新事情」を開催しました。また、副支部長の栗津光世弁護士、事務局次長の江口拓哉弁護士及び多田慎弁護士に、講師及びパネリストとして参加いただき、同年 7 月 6 日に、国際紛争解決セミナー「中国仲裁の最新事情」を開催しました。来年度も、関西の中小企業のアジア諸国への進出に関連したセミナーを開催する予定です。

「英語による国際家事調停人養成研修」は、ハーグ条約対応委員会と共同して、平成 26 年から開催を続けております。副支部長を退任されましたが、レビン小林久子先生に講師をしていただきました。関連して、民間総合調停センターと共に、「ADR によるハーグ条約事件（子の連れ去り等）の解決の実例」を開催しました。

「京都国際調停センター」設立に向けて、同準備委員会と共同で、「国際ビジネス調停に関するセミナー」を、同センターが設置される予定の同志社大学で開催しました。また、設立が検討されている日本国際仲裁センター（仮称）の大坂事務所としての利用が提案されている大阪中之島合同庁舎において、「フランス国際仲裁・調停セミナー」を開催しました。

研究委員会の活動報告

研究委員会事務局次長 関戸 麦 並木重伸

1 研究事業

研究委員会では、2017 年度の研究事業として、計 9 回の研究会を開催しました。具体的には、「UNCITRAL における商事調停和解の執行に関する検討について」「投資協定仲裁における先決的抗弁に関する仲裁判断例の傾向分析」「International Commercial Courts - The Impact and Implications on Arbitration」「Balancing between the Inquisitorial and Adversarial Approaches in International Commercial Arbitration」「ハーグ子奪取条約に基づく返還・面会交流事案における調停」といった国際的な仲裁・ADR に関するテーマや、「組織オブズの現状と課題」「わが国における近時の仲裁関連の裁判例の検討」「海運集会所における仲裁手続」「仲裁判断取消に関する裁判例」といった我が国における仲裁・ADR に関するテーマで、活発な報告・検討が行われました。2018 年度も、仲裁・ADR に関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及び ADR の普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADR フォーラム (Arbitration & ADR Forum)」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。研究会でご報告いただいた皆様には、引き続き紀要へのご寄稿をお願いしており、次号（第 6 号）の発刊へ向けた作業を進めております。仲裁及び ADR に関する最新のデータと幅広いトピックを盛り込んだ資料であるとともに、当研究委員会の活動とその背景にある時代の推移を記録したマイルストーンとしての意義も有することになると思いますので、どうぞご期待ください。

調停人養成講座

国内 ADR 委員会事務局次長 農端康輔

1 調停人養成講座（入門編）について

昨年度は講座を開催できませんでしたが、本年度は調停人養成講座として入門編、基礎編、中級編を開催しました。入門編は 4 月 19 日（水）18 時から日弁連の 1701 会議室にて開催しました。

斎藤睦男弁護士（仙台弁護士会・ひろむ法律事務所）を講師に招き、「ADR への招待—実践的調停過程論から—」として、参加者のワークも交えて、臨床法学としての ADR を学びました。約 40 名の方にご参加いただきました（無料講座）。

2 調停人養成講座（基礎編）と（中級編）について

基礎編は 7 月 1 日（土）から 2 日（日）に、中級編は 10 月 14 日（土）から 15 日（日）に、いずれも飯田橋レンボーホールにおいて開催しました（参加者は基礎編が約 25 名、中級編が約 20 名。有料講座）。

基礎編と中級編は、稻葉一人教授（中京大学法科大学院）、入江秀晃准教授（九州大学法学部）を講師に、彼谷直子司法書士をサブ講師に迎えて、自主交渉援助型調停について調停ロールプレイなどを通じて学び、体験し、考えるという内容でした。参加者の方々にも積極的に参加いただきました。

3 2018 年度の予定

2018 年度も、調停人養成講座入門編、基礎編、中級編を開催したいと考えています。いずれも JAA のホームページにおいて案内させていただきます。ぜひ自主交渉援助型調停（対話促進型調停）にご関心がある方は、2018 年度の調停人養成講座にご参加ください。

現時点の予定は以下のとおりです。

入門編 2018 年 4 月 24 日（火）18 時

基礎編 2018 年 6 月 30 日（土）～7 月 1 日（日）

中級編 2018 年 10 月 13 日（土）～14 日（日）

（なお、日程等は変更される可能性があります。）



日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

2017年

- 1月24日：研究委員会研究講座「UNCITRALにおける商事調停和解の執行に関する検討について」
報告者：山田文氏(京都大学教授)
- 2月20日：研究委員会研究講座「組織オンブズの現状と課題」
報告者：多田記子氏(IOA認定組織オンブズ)
- 3月 1日：2017年度当協会通常総会開催
仲裁の日記念セミナー「SIArbによる国際仲裁研修プログラム－日本における仲裁振興への協力と将来－」
講 師：Leng Sun Chan氏
(President, Singapore Institute of Arbitrators (SIArb))
- 3月 3日：第9回民間総合調停センター研修「ADRによるハーグ条約事件（子の連れ去り等）の解決の実例」共催
講 師：内山由紀氏(弁護士)
黒瀬愛会員(弁護士, 当協会理事(関西支部))
高瀬朋子会員(弁護士)
濱田雄久会員(弁護士)
- 3月 4日：「第10回模擬仲裁日本大会」後援
- 3月 6日：研究委員会研究講座「Singapore International Mediation Centre の最新動向－仲裁と調停の連携－」
報告者：Aloysius Goh氏(Singapore International Mediation Centre)
- 3月17日：研究委員会研究講座「わが国における近時の仲裁関連の裁判例の検討」
報告者：小川和茂氏((公財)日本スポーツ仲裁機構・
理解増進事業専門員, 法政大学法学部兼任講師)
- 4月19日：調停人(メディエーター)養成講座入門編
講 演：ADRへの招待－実践的調停過程論から－
講 師：齊藤睦男氏(弁護士)
- 5月19日：研究委員会研究講座「海運集会所における仲裁手続」
報告者：青戸照太郎会員((一財)日本海運集会所仲裁グループ長)
- 5月22日：「国際調停－海外及び国内における様々な調停制度」後援
- 5月31日：国際紛争解決セミナー「韓国の国際仲裁実務の最新事情」
講 師：Taehee Ahn氏(韓国弁護士, 大韓商事仲裁院)
Sookyoung Lim氏(韓国弁護士, 大韓商事仲裁院)
David MacArthur氏(Senior Foreign Attorney, Bae, Kim & Lee)
- パネリスト：山口孝司会員(弁護士)
大貫雅晴会員(GBC大賞研究所所長,
前日本商事仲裁協会理事, 当協会理事)
- コ-ティネーター：小林和弘会員(弁護士)
- 6月13日：研究委員会研究講座「投資協定仲裁における先決的抗弁に関する仲裁判断例の傾向分析－Trends of Investor – State Arbitral Awards on Preliminary Objections－」
報告者：卜部晃史氏(弁護士)
石戸信平会員(弁護士)
- 7月1日～2日：調停人(メディエーター)養成講座基礎編
講 師：稻葉一人会員(元大阪地方裁判所判事,
中京大学法科大学院教授)
入江秀晃会員(九州大学法学院准教授)
- 7月 6日：国際紛争解決セミナー「中国仲裁の最新事情」
講 師：栗津光世会員(弁護士)
多田慎会員(弁護士)
江口拓哉会員(弁護士)
- 7月13日：研究委員会研究講座「International Commercial Courts – The Impact and Implications on Arbitration」
報告者：Choong Yeow Choy氏(Prof. University of Malaya,
Visiting Prof. University of Tokyo)
- 9月 4日：「企業法務の観点から見た国際調停手続き」
講 師：小倉隆会員(ニューヨーク州弁護士,
大成建設(株)法務部法務室(国際)次長)
- 9月 4日：「別居・離婚家族と家族支援者のための家族再統合のプログラムを学ぶ」後援
- 9月19日：研究委員会研究講座「Balancing between the Inquisitorial and Adversarial Approaches in International Commercial Arbitration」
報告者：Joongi Kim氏(Prof. Yonsei Law School)
- 9月29日：国際仲裁に関するJYAAとAFIAによる共同セミナー
第一部「仲裁人の選任手続き - 適切な仲裁人を選任するために留意すべき事項について」
スピーカー：ミハエル・ムロチェック氏(奥野総合法律事務所)
ジョン・リベイロ氏
(ハーバート・スミス・フリーヘルズ外国法務弁護士事務所)
館野智洋会員(国際石油開発帝石株式会社)

第二部「サードパーティーファンディングに関する国際的潮流と日本における導入の可能性について」
スピーカー：井上葵会員(弁護士)

ダニエル・アレン氏(フレッシュフィールズ

ブルックハウスデリンガ法律事務所)

10月14日～15日：調停人(メディエーター)養成講座中級編

講 師：稻葉一人会員(元大阪地方裁判所判事, 中京大学法科大学院教授)
入江秀晃会員(九州大学法学院准教授(紛争管理論))

10月20日：「国際家事調停ワークショップ」後援

10月25日：「フランス国際仲裁・調停セミナー」

講 師：ダルジュソン・アリックス氏(フランス法弁護士,
(弁)北浜法律事務所東京事務所)

講 師：長田真里会員(大阪大学大学院法学研究科教授)

10月27日～29日：英語による国際家事調停人養成研修

講 師：レビン小林久子会員(元九州大学大学院教授, 当協会前理事)

11月14日：「外務省領事局ハーグ条約室による講演会」後援

11月15日：研究委員会研究講座「ハーグ子奪取条約に基づく返還・面会交流事案における調停」

報告者：黒田愛会員(弁護士, 当協会理事(関西支部))

12月 1日：仲裁判断取消に関する裁判例(大阪高決平成28・6・28を中心に)

報告者：小川和茂氏(立教大学法学院准教授)

12月 1日：「国際ビジネス調停に関するセミナー」

講 師：Antonio Piazza氏(専門調停人)

Anselmo Reyes氏

(シンガポール国際商事裁判所国際裁判官)

Ryan Goldstein氏(クイン・エマニュエル外国法務弁護士事務所代表)

早川吉尚会員(弁護士, 立教大学教授, 当協会常務理事)

岡田春夫会員(弁護士, 当協会常務理事(関西支部長))

パネリスト：Antonio Piazza氏

手塚裕之会員(弁護士, 当協会常務理事)

茂木鉄平会員(弁護士)

12月12日：国際仲裁シンポジウム－わが国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のために－

総合司会：市毛由美子会員(当協会事務局長)

開会の辞：川村明会員(当協会代表理事)

御挨拶：上川陽子氏(法務大臣)

キーノートスピーチ：アレクサンドル・コノヴァロフ氏(ロシア連邦法務大臣)

講 演：日本企業と国際ビジネス紛争

佐久間總一郎氏

(日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長)

講 演：中小企業の海外展開と国際紛争への対応

渡辺佳英氏(日本商工会議所特別顧問)

講 演：外国を仲裁地とすることのリスクと問題

佐藤安信氏(東京大学大学院教授)

講 演：日本政府の国際紛争対応力の強化の試み

山崎栄一郎氏(法務省訟務局国際裁判支援対策室長)

米谷三以氏(経済産業省通商法務官)

樋口恵一氏(外務省国際経済紛争処理室長)

講 演：わが国における国際仲裁インフラ基盤の整備

早川吉尚会員(弁護士, 立教大学教授,

当協会常務理事)

講 演：国際仲裁への対応可能な人材養成

高取芳宏会員(弁護士, 当協会常務理事)

講 演：最新UNCITRAL仲裁モデル法の反映

古田啓昌会員(弁護士, 当協会理事)

閉会の辞：中本和洋氏(日本弁護士連合会会長)

2018年

1月10日：常設国際投資裁判所構想について

報告者：濱本正太郎氏(京都大学大学院法学研究科教授)

1月17日：「シンガポール国際仲裁、国際調停の最新実務2018年」

講 師：Seah S Lee 氏(Singapore International

Arbitration Centre 北東アジア代表)

Hazel Tang Bik Kwan氏

(Singapore International Mediation Centre ディレクター)

栗田哲郎会員(日本法・シンガポール法・ニューヨーク州

法弁護士, (弁) One Asia代表パートナー)

パネリスト：多田慎会員(弁護士)

コ-ティネーター：小林和弘会員(弁護士)

2月 8日：「米国弁護士ステイプル・カレン氏による講演会」後援

講 師：ステイプル・カレン氏(米国弁護士)